

# 秋田市公式Instagram写真展による魅力発見事業業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

「秋田市公式Instagram写真展による魅力発見事業」業務

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

## 3 委託金額の上限

4,500,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

## 4 業務の目的

秋田市は若者の地元定着や関係人口、交流人口の創出を目的として、「若者の挑戦を応援するまち」としてのブランド化を図るため、シビックプライドの醸成およびシティプロモーションを推進している。

本業務は、この取組の一環として、本市の様々な地域資源を発信するとともに、若者をはじめとした市民や帰省客等が、本市の魅力に触れる機会を通して、まちへの誇りや愛着を育むこと等を目的とするものである。この目的を実現するため、秋田市公式Instagram（以下、「インスタグラム」と言う。）に投稿された写真等を市内施設で展示する写真展やイベント等を実施する。

## 5 業務の内容

### (1) 写真展の企画・運営

受託者（以下、「乙」という。）は、秋田市（以下、「甲」という。）が指定する以下の条件の通り、写真展の開催に必要な企画・運営業務を行うこと。

#### ア 開催期間・場所

(ア) JR秋田駅ぼぼろ一ど（西側）

令和7年7月28日～9月30日の間の甲が指定する期間

(イ) イオンモール秋田

令和7年10月～令和8年2月の間の甲が指定する期間

(ウ) 秋田空港

令和7年10月～令和8年2月の間の甲が指定する期間

(エ) そのほか、上記に追加して乙が提案し甲が認める施設への展示は可能

#### イ テーマ

「TODAY」	市内の風景・モノ・伝統等の魅力	甲から提供可能
「いつかの君たち」	高校生活を切り取った青春投稿	甲から提供可能
「秋田市ではたらく」	秋田市ではたらく市民の きらめく1枚	原則、乙が企画・ 撮影するものとする

#### ウ 展示内容の企画

訪れた人々が足を止めて展示を見たくなり、また写真を見た人が本市に愛着が沸く仕掛けを取り入れること。なお、それに伴い必要経費が発生する場合はすべて、受託者の負担とする。

#### エ 写真のプリント

乙は、写真を以下のとおりプリントする。なお、印刷の方法はRGB印刷とすること。

##### 【サイズ】

縦80cm以下、横70cm以下の写真パネルとすること。ただし、1会場につき80枚以上展示するものとする。

##### 【紙質】

問わない。ただし、写真展全体で統一し、写真のテーマや世界観を損なわないものを選定すること。

##### 【その他】

- ・開催場所ごとの写真や枚数、テーマ等は、甲および設置施設との協議の上で決定すること。
- ・写真のバランスや色調等、仕上がりを全て確認すること。
- ・修正が必要な場合は、トリミングの方法や色の調整等、その都度、甲と十分に協議のうえ対応すること。

#### オ 写真パネルの製作

上記のとおりプリントした写真は、パネル（厚さ7mm以上）に貼付等の加工を施すこと。なお、加工は、1枚ずつ施すこととする。

製作にあたっては、展示の際に写真パネルが人の往来に伴う風圧や振動等により落下することが無いように十分な強度を確保すること。

#### カ 写真以外のパネル等の製作

写真パネルの展示に必要なタイトル、企画説明、協賛企業名、撮影場所、写真に付随するストーリー等、写真以外のパネルも必要に応じて設置すること。

#### キ 設置・撤去および点検業務

展示物等は、風等に飛ばされることのないよう、固定するなど、安全には十分に留意し、設置すること。また、設置および撤去作業時は周囲の安全を確保すること。

各開催（展示）会場における設営および撤去については、甲と十分に協議のうえ決定すること。

#### ク 維持管理に関すること

(ア) 乙は、写真展の期間中、少なくとも週に1回以上開催会場の確認を行い、設置した展示等を適切な状態で維持すること。

(イ) 万が一、展示物等の転倒、破損、汚れ、落下、変質、その他事故等が認められた場合は、乙は、速やかに甲に報告するとともに第三者行為に起因する場合を除き、取り替え、修復等の必要な措置を講じること。

- (ウ) 上記の他、乙は、本市が必要と認めるときは、本市の依頼に基づき、現場確認を行い、異常が認められる場合は、速やかに甲に報告するとともに取り替え、修復等必要な措置を講じること。
- (エ) 乙は、展示物等の製作・展示方法等に関して改善点などがある場合は、甲へ提案し、施工図を提出のうえ協議すること。

## (2) 「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業」および市内高校生等が参加する企画

- ア 市内高校生等が、本市の地域資源を発掘・発見し、磨き上げ、それらを市内外に発信する機会を創出し、それに市内企業（「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業」を5社以上含む）が協力する企画を1つ以上実施する。
- イ 前号の写真展に取り入れることも可能とする。
- ウ インスタグラムを連想できるデザインや世界観とし、写真又は動画を取り入れる企画とする。
- エ 地域との関わりや地域貢献など、協力企業の魅力が参加高校生等に発信できる企画とする。
- オ 会場使用料、各種使用申請に必要な経費、その他当該企画に必要な経費等が発生する場合はすべて、受託者の負担とする。
- カ 企画内容等に関することについて、甲との協議に基づき決定する。

## (3) 協賛金の獲得

- ア 秋田県内から協賛事業者等を募り、総額700千円以上の協賛金を集めることとする。なお、得られた収入の内700千円は、甲に帰属するものとする。
- イ 写真展やイベント等で、協賛事業者等の名称を開催会場に掲出するなど、周知に努める

## (4) その他

乙は、本事業の遂行にあたっては、甲と協議の上内容を決定すること。

## (5) 別添資料

- ア 「いつかの君たち」連携高校一覧
- イ まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業一覧

## 6 業務実施体制

- (1) 乙は、本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 乙は、本業務を確実に履行するため、進捗を管理する責任者を明確にし、あらかじめ甲に報告すること。

## 7 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することができない。

ただし、一部の業務について、あらかじめ書面により甲の承認を受けた者については、この限りでない。

## 8 実績報告

乙は、本業務完了後、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。甲は、業務完了報告書を受理したときは、遅滞なく報告内容について検査を行うものとする。

## 9 留意事項等

- (1) 本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙間で別途協議のうえ決定することとする。
- (2) 乙は、契約後速やかに開催（掲出）会場を視察し効果的な設営等について、事前に甲と綿密に調整を図ること。
- (3) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 乙は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 乙は、業務の遂行に伴い発生する廃材、ごみ等をすべて搬出し、適切に処理すること。
- (6) 乙は、業務の遂行にあたり安全の確保には万全を期すとともに、万が一事故その他の異常発生時においては、速やかにその旨を甲に報告するとともに、適切な措置を講じること。
- (7) 乙は、業務の遂行にあたり、乙の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。